

京都事業者サイバーセキュリティ支援ネットワーク設置要綱

(名称)

第1条 本会は、京都事業者サイバーセキュリティ支援ネットワーク(以下「支援ネットワーク」と言う。)と称する。

(目的)

第2条 支援ネットワークは、京都府内事業者の情報セキュリティ向上のため、産学公の関係機関・団体等及び個人のネットワークを構築し、構成員相互の交流や連携を通じて、府内事業者における情報セキュリティに関する意識の醸成、情報の共有及び情報セキュリティ向上による健全かつ安心安全な事業活動の確保を図る。

(事業)

第3条 支援ネットワークは、前条の目的を達成するため、京都府内事業者を対象に、次の各号に掲げる事業に取り組む。

- (1) 情報セキュリティ対策への支援
- (2) 情報セキュリティ向上に向けた普及啓発
- (3) 情報セキュリティ及びIT等に係る相談の実施
- (4) 情報セキュリティ及びIT等に係る訪問点検
- (5) 情報セキュリティ及びIT等に係る人材育成
- (6) ITに関連するインシデントへの対応
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

(構成員)

第4条 支援ネットワークは、別表に掲げる機関・団体及び個人をもって構成する。

(入会・退会)

第5条 支援ネットワークに入会及び退会しようとするものは、事務局に申し出るとともに確認を受けなくてはならない。

2 本会は、構成員に、本要綱の趣旨等を逸脱し、本会の運営に支障を及ぼす行為があった場合は、当該構成員を退会させるものとする。

(事務局)

第6条 支援ネットワークの事務局は、京都府、京都市及び一般社団法人京都府情報産業協会の協力のもと京都府警察が行う。

(会議等の開催)

第7条 事務局は、支援ネットワークの運営等に関して必要に応じて会員を参集して会議等を開催することができる。

(秘密の保持等)

第8条 支援ネットワークの構成員及び構成員であった者は、第3条に定める活動内容及び会議を通じて知り得た個人情報等の秘密を漏らし、又は目的外に使用してはならない。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(施行期日)

この要綱は、平成 31 年1月 15 日から施行する。

附 則(施行期日)

この要綱は、令和3年 10 月 26 日から施行する。

附 則(施行期日)

この要綱は、令和7年5月 12 日から施行する。

別表

京都事業者サイバーセキュリティ支援ネットワーク
参画機関・団体等（敬称略・順不同）

（令和7年5月12日現在）

京都商工会議所
京都府商工会連合会
一般社団法人京都経営者協会
一般社団法人京都経済同友会
公益社団法人京都工業会
京都府中小企業団体中央会
一般社団法人京都府情報産業協会
京都コンピューターシステム事業協同組合
一般社団法人京都府防犯設備協会
一般社団法人京都銀行協会
株式会社京都銀行
京都中央信用金庫
京都信用金庫
京都北都信用金庫
三井住友海上火災保険株式会社京都支店
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社京都支店
PwCコンサルティング合同会社
アムティーボ・ジャパン株式会社
京都大学 情報環境機構IT基盤センター 教授 中村素典
京都工芸繊維大学 情報統括本部情報基盤センター 教授 梶田秀夫
京都産業大学 法学部 教授 草鹿晋一
京都情報大学院大学 応用情報学研究科 教授 内藤昭三
京都女子大学 現代社会学部 教授 宮下健輔
立命館大学 情報理工学部 教授 上原哲太郎
京都大学医学部附属病院医療情報企画部 教授 黒田知宏
一般社団法人京都私立病院協会
京都府
京都市
京都府警察
公益財団法人京都産業21
公益財団法人京都高度技術研究所
ITコンソーシアム京都
京都府教育委員会